

文 教 委 員 会

令和7年3月17日

議 案

- | | | |
|-----|--|-----------|
| (1) | 葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 | (学 務 課 長) |
| (2) | 葛飾区郷土と天文の博物館条例の一部を改正する条例 | (生涯学習課長) |
| (3) | 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 | (教育指導課長) |
| (4) | 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | (教育指導課長) |

庶務報告

1 議案関係

- | | | |
|-----|--|------------|
| (1) | 葛飾区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について | (教育総務課長) |
| (2) | 葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について | (教育総務課長) |
| (3) | 葛飾区職員定数条例の一部を改正する条例について | (教育総務課長) |
| (4) | 葛飾区立常盤中学校建築工事請負契約締結について | (学校施設担当課長) |
| (5) | 葛飾区立梅田小学校外壁改修（塗装）その他工事請負契約締結について | (学校施設担当課長) |

2 一 般

- | | | |
|-----|--|-----------------------|
| (1) | かつしか教育プラン（2024～2028）の取組について（令和7年度取組予定） | (教育総務課長) |
| (2) | 令和7年度組織改正について | (教育総務課長) |
| (3) | 宝木塚小学校の改築スケジュールの変更について | (学校施設担当課長) |
| (4) | 義務教育に係る費用の一部無償化の実施について | (学 務 課 長)
(教育指導課長) |
| (5) | いじめによる重大事態の調査結果について（その1） | (教育指導課長) |
| (6) | いじめによる重大事態の調査結果について（その2） | (教育指導課長) |
| (7) | いじめによる重大事態の調査結果について（その3） | (教育指導課長) |

- (8) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正について (教 育 指 導 課)
- (9) 葛飾区学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入について (地 域 教 育 課 長)
- (10) 第14期葛飾区社会教育委員の会議の提言について (生 涯 学 習 課 長)
- (11) 郷土と天文の博物館の改修工事完了による開館について (生 涯 学 習 課 長)
- (12) バルサアカデミー葛飾校への対応について (生涯スポーツ課長)

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

学務課

1 改正理由

公務災害補償の補償基礎額を改める必要があるので、改正を行うもの

2 概要

公務災害補償の補償基礎額を変更する。

3 施行期日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
新旧対照表（改正部分抜粋）

現 行	改正案
第1条～第3条 （略） （補償基礎額） 第4条 法第3条に規定する補償（第28条において「補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。 2 前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生日」という。）における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数（この条及び第18条第2項第2号において「経験年数」という。）に応じて、別表に定める額による。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の災害発生日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を加算して得た額をもって補償基礎額とする。ただし、経験年数が16年以上の学校医及び学校歯科医については、扶養親族についての加算は行わないこととする。 (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） 200円（経験年数が10年以上16年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）の扶養親族たる配偶者 100円） (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 300円 (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる孫 100円） (4) 60歳以上の父母及び祖父母 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる父母及び祖父母 100円） (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる弟妹 100円）	第1条～第3条 （略） （補償基礎額） 第4条 法第3条に規定する補償（第28条において「補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。 2 前項の補償基礎額は、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生日」という。）における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数（この条及び第18条第2項第2号において「経験年数」という。）に応じて、別表に定める額による。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の災害発生日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を加算して得た額をもって補償基礎額とする。ただし、経験年数が16年以上の学校医及び学校歯科医については、扶養親族についての加算は行わないこととする。 (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） 200円（経験年数が10年以上16年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）の扶養親族たる配偶者 100円） (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 300円 (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる孫 100円） (4) 60歳以上の父母及び祖父母 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる父母及び祖父母 100円） (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる弟妹 100円）

- (6) 心身に著しい障害がある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの 200円
(特定経験年数学校医等の扶養親族たる心身に著しい障害がある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの 100円)

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる場合は、前項の規定にかかわらず、134円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による金額に加算して得た額をもって補償基礎額とする。

第5条～第30条 （略）

別表（第4条関係）

補償基礎額表

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上
1 学校医及び学校歯科医の補償基礎額	7,494円	9,090円	11,703円	13,152円	15,573円	16,602円
2 学校薬剤師の補償基礎額	6,459円	7,422円	9,081円	10,539円	11,505円	11,865円

- (6) 心身に著しい障害がある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの 200円
(特定経験年数学校医等の扶養親族たる心身に著しい障害がある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの 100円)

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる場合は、前項の規定にかかわらず、134円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による金額に加算して得た額をもって補償基礎額とする。

第5条～第30条 （略）

別表（第4条関係）

補償基礎額表

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上
1 学校医及び学校歯科医の補償基礎額	8,529円	9,909円	12,351円	13,575円	15,837円	16,866円
2 学校薬剤師の補償基礎額	7,164円	7,932円	9,438円	10,701円	11,610円	11,970円

付 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 改正後の別表の規定は、令和6年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する改正後の葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

葛飾区郷土と天文の博物館条例の一部を改正する条例

生涯学習課

1 改正理由

年間パスポートの有効期間の取扱いを改め、休館等の期間に応じて既に発行した年間パスポートの有効期限を延長できるようにするため。

2 改正概要

年間パスポートの有効期間に係る規定を削除する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

葛飾区郷土と天文の博物館条例 新旧対照表

現 行	改正案
第 1 条～第 5 条 （略） （年間パスポート） 第 5 条の 2 委員会は、博物館の入館及び観覧の 利便性を高めるため、年間パスポートを発行す ることができる。 2 年間パスポートの交付を受ける者は、交付の 際に別表第 3 に定める年間パスポート料金を納 付しなければならない。 3 年間パスポートの有効期間は、<u>交付の日から</u> <u>起算して 1 年とする。ただし、有効期間の満了</u> <u>の日が博物館の休館日に当たるときは、同日後</u> <u>最初に到来する休館日でない日までとする。</u> 4 年間パスポートを提示して、博物館に入館し、 及びプラネタリウム一般投映又は特別展を観覧 しようとする者は、前条第 1 項及び第 2 項の規 定により入館料及び観覧料を前納したものとみ なす。 5 既に納付された年間パスポート料金は、還付 しない。ただし、委員会が特別の理由があると 認めるときは、その全部又は一部を還付するこ とができる。 第 6 条～第 20 条 （略）	第 1 条～第 5 条 （略） （年間パスポート） 第 5 条の 2 委員会は、博物館の入館及び観覧の 利便性を高めるため、年間パスポートを発行す ることができる。 2 年間パスポートの交付を受ける者は、交付の 際に別表第 3 に定める年間パスポート料金を納 付しなければならない。 3 年間パスポートを提示して、博物館に入館し、 及びプラネタリウム一般投映又は特別展を観覧 しようとする者は、前条第 1 項及び第 2 項の規 定により入館料及び観覧料を前納したものとみ なす。 4 既に納付された年間パスポート料金は、還付 しない。ただし、委員会が特別の理由があると 認めるときは、その全部又は一部を還付するこ とができる。 第 6 条～第 20 条（略）

付則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

教育指導課

1 改正理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえ、子の看護休暇の名称を子の看護等休暇に改めるほか、所要の改正をするもの

2 改正概要

- (1) 子の看護休暇の名称を子の看護等休暇に改めること。
- (2) 超過勤務をしないことを請求できる職員の範囲を拡大すること。
- (3) 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等及び勤務環境の整備に関する措置について定めること。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行日

令和7年4月1日

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成12年3月30日 条例第6号	○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成12年3月30日 条例第6号
第1条～第10条（略）	第1条～第10条（略）
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第11条 教育委員会は、中学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第11条 教育委員会は、中学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。
2 前項の規定は、配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は2親等以内の親族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「中学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生の	2 前項の規定は、配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は2親等以内の親族（第18条の5第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「中学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又

パートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

- 3 前2項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の深夜における勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(平14条例12・平22条例23・平29条例6・令5条例43・一部改正)

(3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

第11条の2 教育委員会は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

- 3 前2項に規定するもののほか、3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(平22条例23・追加、平29条例6・平31条例15・一部改正)

(小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

第11条の3 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、教育委員会規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

- 3 前2項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(平22条例23・追加)

第12条～第16条 (略)

はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

- 3 前2項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の深夜における勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(平14条例12・平22条例23・平29条例6・令5条例43・一部改正)

(小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

第11条の2 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

- 3 前2項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(平22条例23・追加、平29条例6・平31条例15・一部改正)

第11条の3 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、教育委員会規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

- 3 前2項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(平22条例23・追加)

第12条～第16条 (略)

(特別休暇)

第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

- (1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇
- (2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇

2 特別休暇に関しその内容、期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(平14条例55・平21条例5・平22条例2
3・令元条例33・令4条例8・一部改正)

第18条～第18条の4 (略)

(特別休暇)

第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

- (1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇
- (2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇

2 特別休暇に関しその内容、期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(平14条例55・平21条例5・平22条例2
3・令元条例33・令4条例8・一部改正)

第18条～第18条の4 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第18条の5 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の6 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 改正後の第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育指導課

1 改正理由

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の住居手当について定めるほか、
所要の改正をするもの

2 改正概要

(1) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の住居手当

国との均衡等を踏まえ、支給要件を満たす定年前再任用短時間勤務職員及び
暫定再任用職員に対し、住居手当を支給するよう改める。

(2) 刑法の改正に伴う規定の整備

刑法の改正により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、
「禁錮」という規定を「拘禁刑」に改める。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行日

上記2（1）については、令和7年4月1日、上記2（2）については、令和7
年6月1日から施行する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年3月30日 条例第7号	○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年3月30日 条例第7号
(期末手当)	(期末手当)
第27条 (略)	第27条 (略)
第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。	第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。
(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員	(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員	(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員
(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの	(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの	(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの
(令元条例39・令4条例42・一部改正)	(令元条例39・令4条例42・一部改正)
第29条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。	第29条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合	(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。	(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差し止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差し止処分後の事情の変化を理由に、教育委員会に対し、その取消しを申し立てることができる。	2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差し止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差し止処分後の事情の変化を理由に、教育委員会に対し、その取消しを申し立てることができる。
3 教育委員会は、一時差し止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し止処分を受けた者がその者の在	3 教育委員会は、一時差し止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し止処分を受けた者がその者の在

職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、教育委員会が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 教育委員会は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

(平28条例15・令4条例42・一部改正)

(扶養手当及び住居手当についての適用除外)

第32条の2 第11条、第12条及び第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(平13条例18・追加、令4条例42・一部改正)

付 則 (令和4年10月13日条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)付則第7条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項及び第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

3 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用常時勤務職員」という。)の給料月額、その者が令和3年改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。)に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年葛飾区条例第6号)第3条第2項の規定により定

職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、教育委員会が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 教育委員会は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

(平28条例15・令4条例42・一部改正)

(扶養手当についての適用除外)

第32条の2 第11条及び第12条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(平13条例18・追加、令4条例42・一部改正)

付 則 (令和4年10月13日条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)付則第7条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項及び第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

3 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用常時勤務職員」という。)の給料月額、その者が令和3年改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。)に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年葛飾区条例第6号)第3条第2項の規定により定

- められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。
- 5 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年葛飾区条例第6号）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第20条第4項及び第22条第2号の規定を適用する。
- 7 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第27条第3項及び第31条第2項の規定を適用する。
- 8 改正後の条例第30条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第3項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。
- 9 幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条、第12条及び第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 10 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。
- 付 則
(施行期日)
- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第28条第3号及び第4号並びに第29条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに次項及び付則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 令和7年6月1日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の第29条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て葛飾区教育委員会規則で定める。
- (幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 4 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年葛飾区条例第42号）の一部を次のように

改正する。

付則第9項中「、第12条及び第14条」を「及び第12条」に改める。

葛飾区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

教育総務課

1 改正理由及び概要

国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、旅費の種目及び内容の見直しをするもの

2 新旧対照表

別紙のとおり

3 施行日

令和7年4月1日

葛飾区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
○葛飾区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年10月6日 条例第19号	○葛飾区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年10月6日 条例第19号
（費用弁償） 第5条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。 2 前項の規定により、委員が会議への出席その他の勤務を行うため旅行したとき、又は公務のため <u>近接地（職員の旅費に関する条例（昭和30年葛飾区条例第10号）第2条第3項ただし書に規定する近接地をいう。）</u> 内を旅行したときは、日額旅費として3,000円を支給する。 3 前項に定めるもののほか、公務のため旅行したときに支給する第1項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費の9種とし、その額は、別表に定めるところによる。 4 旅費の支給方法は、葛飾区職員に対して支給する旅費の例による。 （昭43条例30・昭47条例33・昭50条例40・昭52条例26・昭57条例3・昭61条例26・平15条例8・一部改正）	（費用弁償） 第5条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。 2 前項の規定により、委員が会議への出席その他の勤務を行うため旅行したとき、又は公務のため、 <u>東京都（島しょを除く。）、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県の区域内を旅行したときは、日額旅費として3,000円を支給する。</u> 3 前項に定めるもののほか、公務のため旅行したときに支給する第1項の旅費の <u>種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費、死亡手当及び旅行雑費の10種とし、その額は、別表に定めるところによる。</u> 4 旅費の支給方法は、葛飾区職員に対して支給する旅費の例による。 （昭43条例30・昭47条例33・昭50条例40・昭52条例26・昭57条例3・昭61条例26・平15条例8・一部改正） 付 則 （施行期日） 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 改正後の第5条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
別表（第2条、第5条関係） （昭35条例19・全改、昭37条例6・昭37条例26・昭39条例47・昭39条例53・昭40条例50・昭43条例30・昭47条例28・昭48条例39・昭49条例44・昭51条例46・昭52条例41・昭54条例18・昭54条例32・昭56条例3・昭57条例3・昭59条例42・昭60条例17・昭61条例26・昭63条例8・平2条例8・平3条例35・平4条例6・平5条例7・平7条例6・平8条例7・平9条例3・平10条例5・平19条例2・平28条例41・一部改正）	別表（第2条、第5条関係） （昭35条例19・全改、昭37条例6・昭37条例26・昭39条例47・昭39条例53・昭40条例50・昭43条例30・昭47条例28・昭48条例39・昭49条例44・昭51条例46・昭52条例41・昭54条例18・昭54条例32・昭56条例3・昭57条例3・昭59条例42・昭60条例17・昭61条例26・昭63条例8・平2条例8・平3条例35・平4条例6・平5条例7・平7条例6・平8条例7・平9条例3・平10条例5・平19条例2・平28条例41・一部改正）

区分	報酬の額	旅費の額
選挙管理委員会委員長	月額 279,000円	葛飾区長等の給与等に関する条例（昭和31年葛飾区条例第20号）に定める副区長相当額
同 委員	同 223,000円	
同 委員補充員	日額 7,000円	
教育委員会委員	月額 223,000円	
農業委員会会長	月額 54,000円	
同 委員	同 28,000円	

区分	報酬の額	旅費の額
選挙管理委員会委員長	月額 279,000円	葛飾区長等の給与等に関する条例（昭和31年葛飾区条例第20号）に定める副区長相当額
同 委員	同 223,000円	
同 委員補充員	日額 7,000円	
教育委員会委員	月額 223,000円	
農業委員会会長	月額 54,000円	
同 委員	同 28,000円	

葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

教育総務課

1 改正理由及び概要

国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、旅費の種目及び内容の見直しをするもの

2 新旧対照表

別紙のとおり

3 施行日

令和7年4月1日

葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
○葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例 昭和31年10月6日 条例第21号	○葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例 昭和31年10月6日 条例第21号
第3条 教育長が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給する。	第3条 教育長が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給する。
2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料及び旅行雑費とし、その額は、葛飾区長等の給与等に関する条例（昭和31年10月葛飾区条例第20号。以下「区長等の給与等に関する条例」という。）に定める副区長に相当する額とする。 (昭32条例15・昭50条例43・昭54条例18・平19条例2・一部改正)	2 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費、死亡手当及び旅行雑費</u> とし、その額は、葛飾区長等の給与等に関する条例（昭和31年葛飾区条例第20号。以下「区長等の給与等に関する条例」という。）に定める副区長に相当する額とする。 (昭32条例15・昭50条例43・昭54条例18・平19条例2・一部改正)
	付 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

葛飾区職員定数条例の一部を改正する条例について

教育総務課

1 改正理由

事務事業の再構築及び執行体制の見直しに伴い、職員の定数を改めるもの

2 改正概要

(1) 教育委員会の事務部局の職員

学校施設課及び放課後支援課放課後事業推進係の新設を始めとした組織改正や区立中学校部活動の地域連携・地域移行に係る業務量の増、文化的景観を始めとする文化財保護に係る業務量の増による人員増など

(2) 学校の事務部局の職員

学校給食調理業務の委託及び渋江小学校と木根川小学校の統合による人員減など

(3) 幼稚園の教諭

水元幼稚園の北住吉幼稚園への統合による人員減

職員定数増減表（抜粋）

部局	現行	改正案	増減
(3) 教育委員会の事務部局の職員	242人	257人	15人
(4) 教育委員会の所管に属する学校の職員			
ア 学校の事務部局の職員	130人	121人	△9人
イ 幼稚園の教諭	14人	6人	△8人

3 施行日

令和7年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

葛飾区職員定数条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現 行	改正案
第1条 （略） （職員の定数）	第1条 （略） （職員の定数）
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。
（1） 区長の事務部局の職員 <u>2,810人</u>	（1） 区長の事務部局の職員 <u>2,860人</u>
（2） 議会の事務部局の職員 17人	（2） 議会の事務部局の職員 17人
（3） 教育委員会の事務部局の職員 <u>242人</u>	（3） 教育委員会の事務部局の職員 <u>257人</u>
（4） 教育委員会の所管に属する学校の職員	（4） 教育委員会の所管に属する学校の職員
ア 学校の事務部局の職員 <u>130人</u>	ア 学校の事務部局の職員 <u>121人</u>
イ 幼稚園の教諭 <u>14人</u>	イ 幼稚園の教諭 <u>6人</u>
（5） 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>10人</u>	（5） 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>11人</u>
（6） 監査委員の事務部局の職員 7人	（6） 監査委員の事務部局の職員 7人
（7） 農業委員会の事務部局の職員 2人	（7） 農業委員会の事務部局の職員 2人
合計 <u>3,232人</u>	合計 <u>3,281人</u>
2・3 （略）	2・3 （略）
第3条 （略）	第3条 （略）

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

葛飾区立常盤中学校建築工事請負契約締結について

学校施設担当課

1 工事の目的

改築を進めている葛飾区立常盤中学校について、新校舎の建築工事を行う。

2 契約の概要

(1) 工事件名

葛飾区立常盤中学校建築工事

(2) 工事箇所

葛飾区金町二丁目11番1号

(3) 契約の方法

施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

(4) 予定価格

42億8,664万5千円

(5) 契約金額

42億7,900万円

(6) 契約の相手

東京都葛飾区柴又七丁目1番11号

トーヨー富士工・小松建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都葛飾区柴又七丁目1番11号

株式会社トーヨー富士工

代表取締役 角 田 隆 二

構成員 東京都葛飾区東新小岩七丁目31番5号

小松建設株式会社

代表取締役 浜 本 義 信

(7) 工期

契約締結の日の翌日から令和9年2月26日まで

3 工事の概要

葛飾区立常盤中学校建築工事

(1) 敷地面積 14,621.60 平方メートル

(2) 校舎棟建築 構造 鉄筋コンクリート造地上4階建

建築面積 2,730.21 平方メートル

延べ面積 8,365.65 平方メートル

高さ 21.55 メートル

(3) 主要諸室等 1階 昇降口、主事室、保健室、多目的室、給食室、
金工室兼木工室、特別支援教室、校内サポートルーム、
教育相談室、進路指導室兼進路資料室、地域連携室
2階 体育館、普通教室、学習センター（学校図書館）、
職員室、備蓄倉庫、校長室、事務室
3階 普通教室、少人数教室、美術室、理科室、会議室、
放送室
4階 普通教室、少人数教室、音楽室、被服室兼調理室、
生徒会室、多目的交流スペース

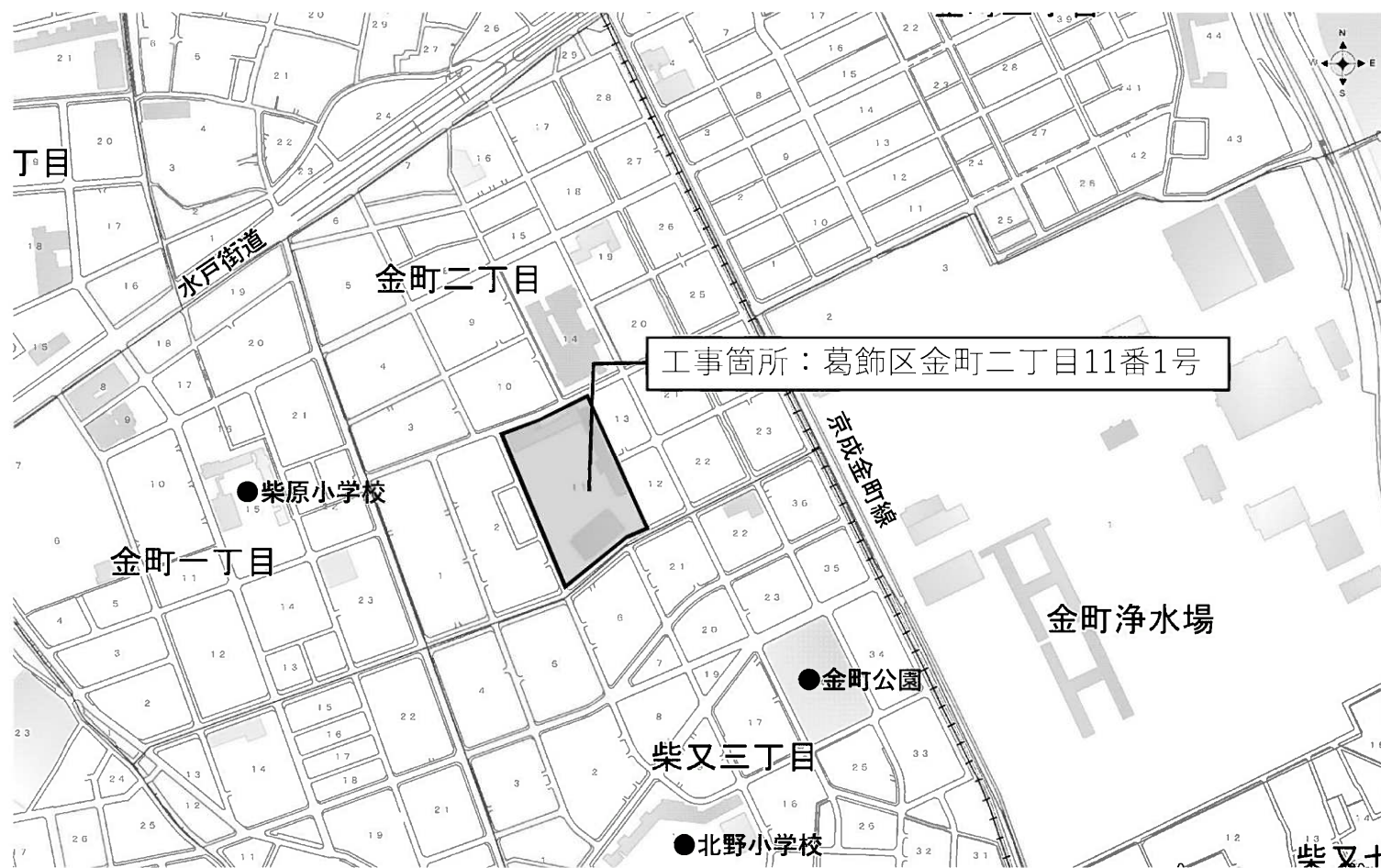
4 参考資料

(1) 案内図

別紙1のとおり

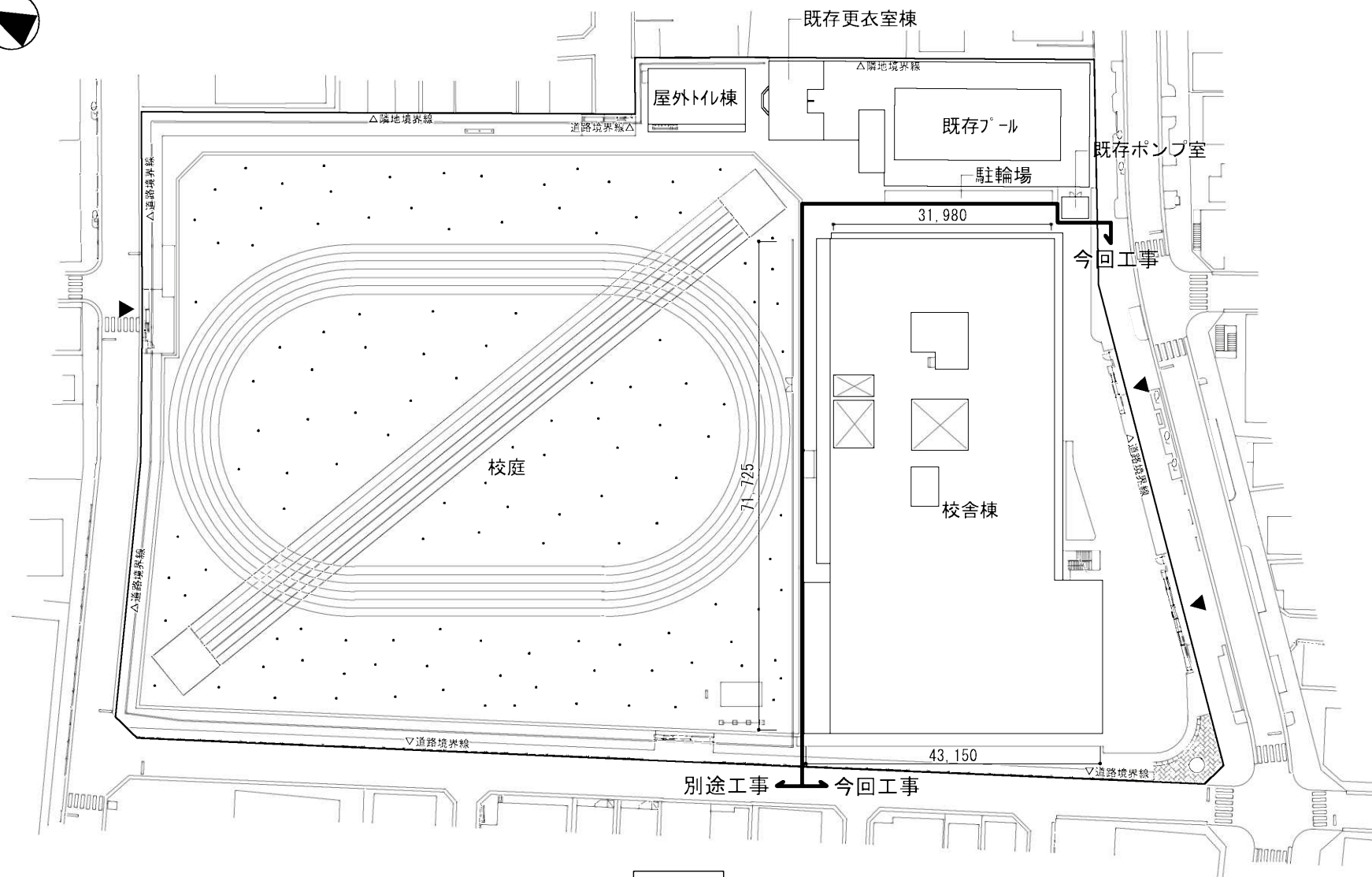
(2) 配置図及び各階平面図等

別紙2のとおり



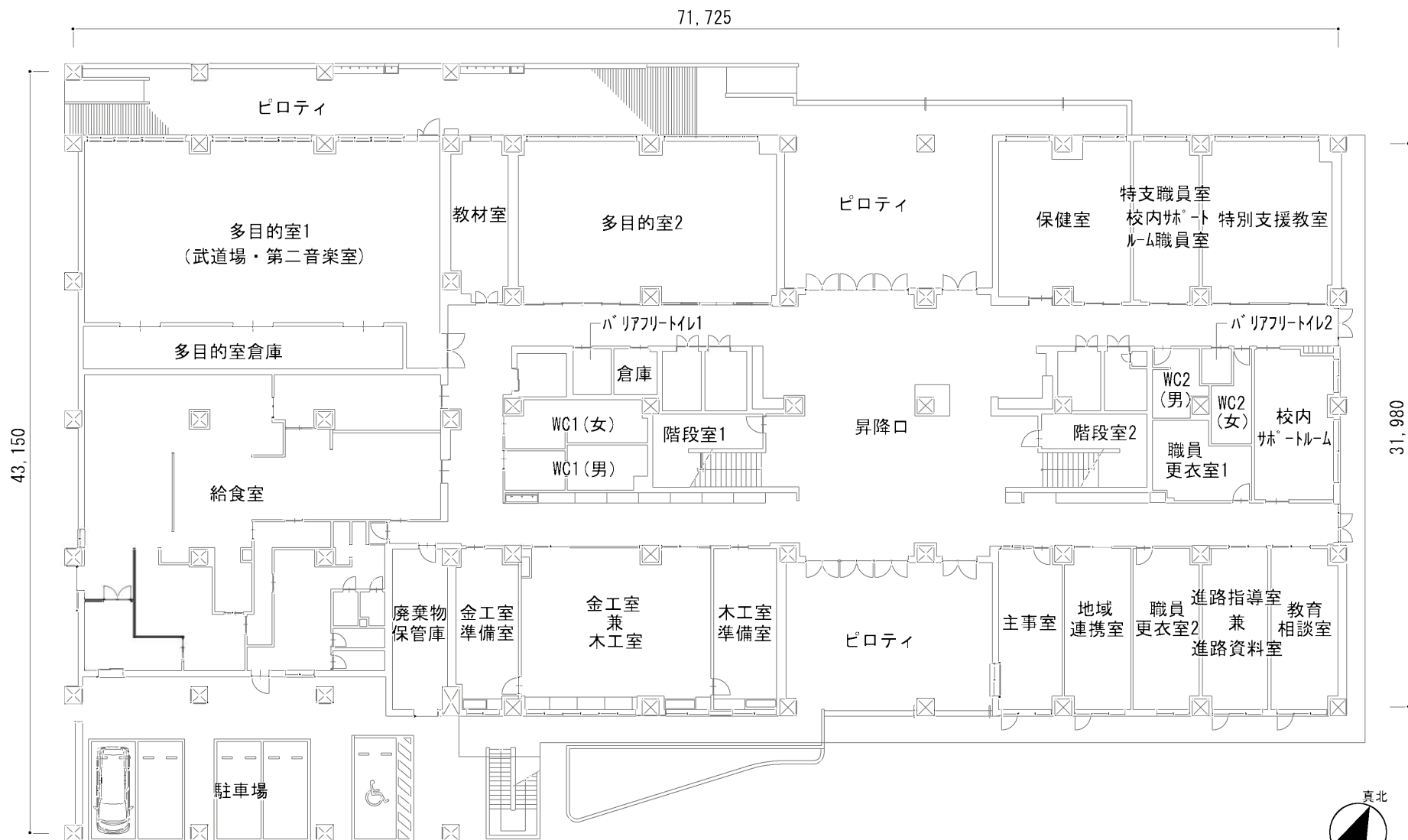
案内図

葛飾区立常盤中学校建築工事



配置図

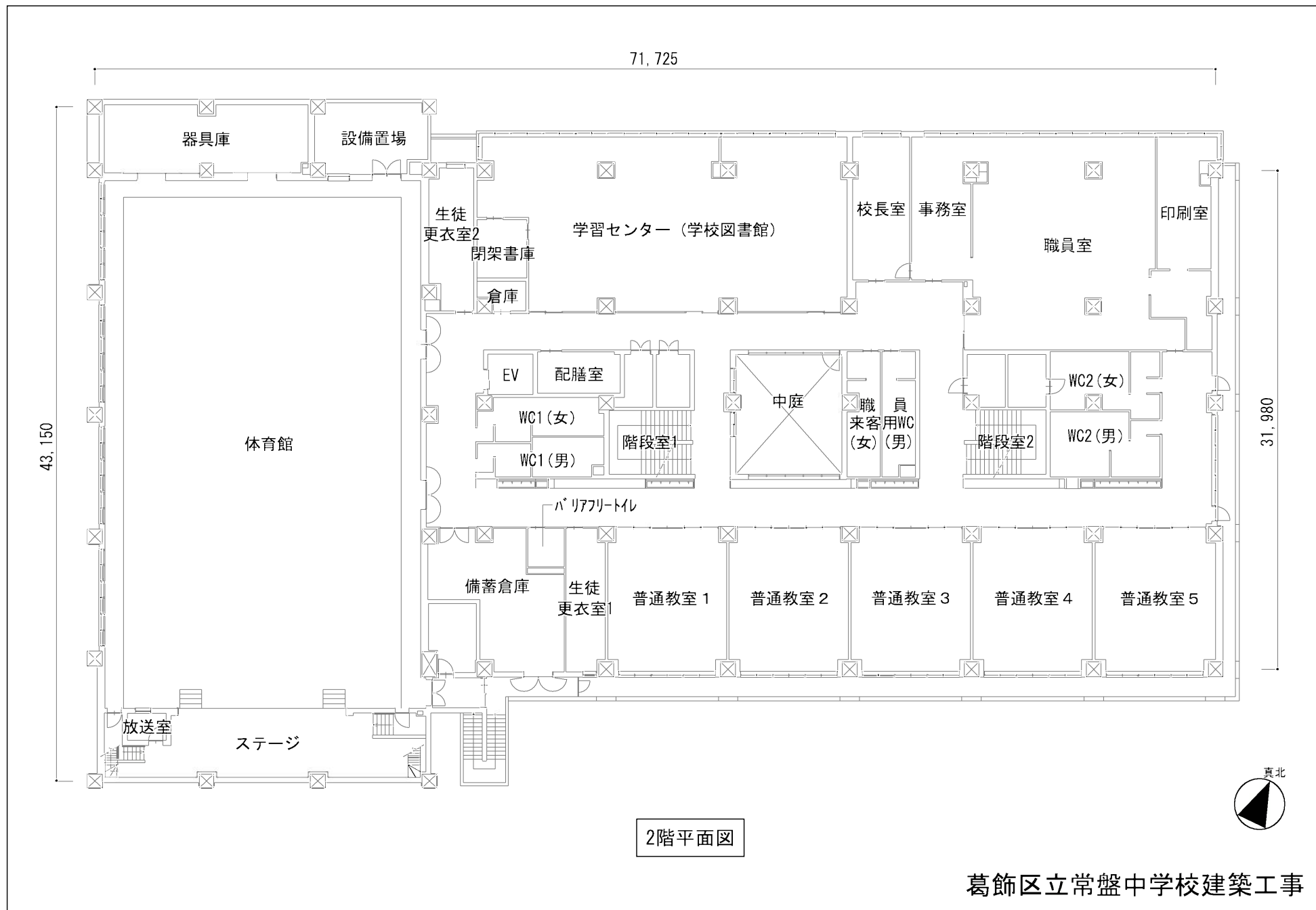
葛飾区立常盤中学校建築工事

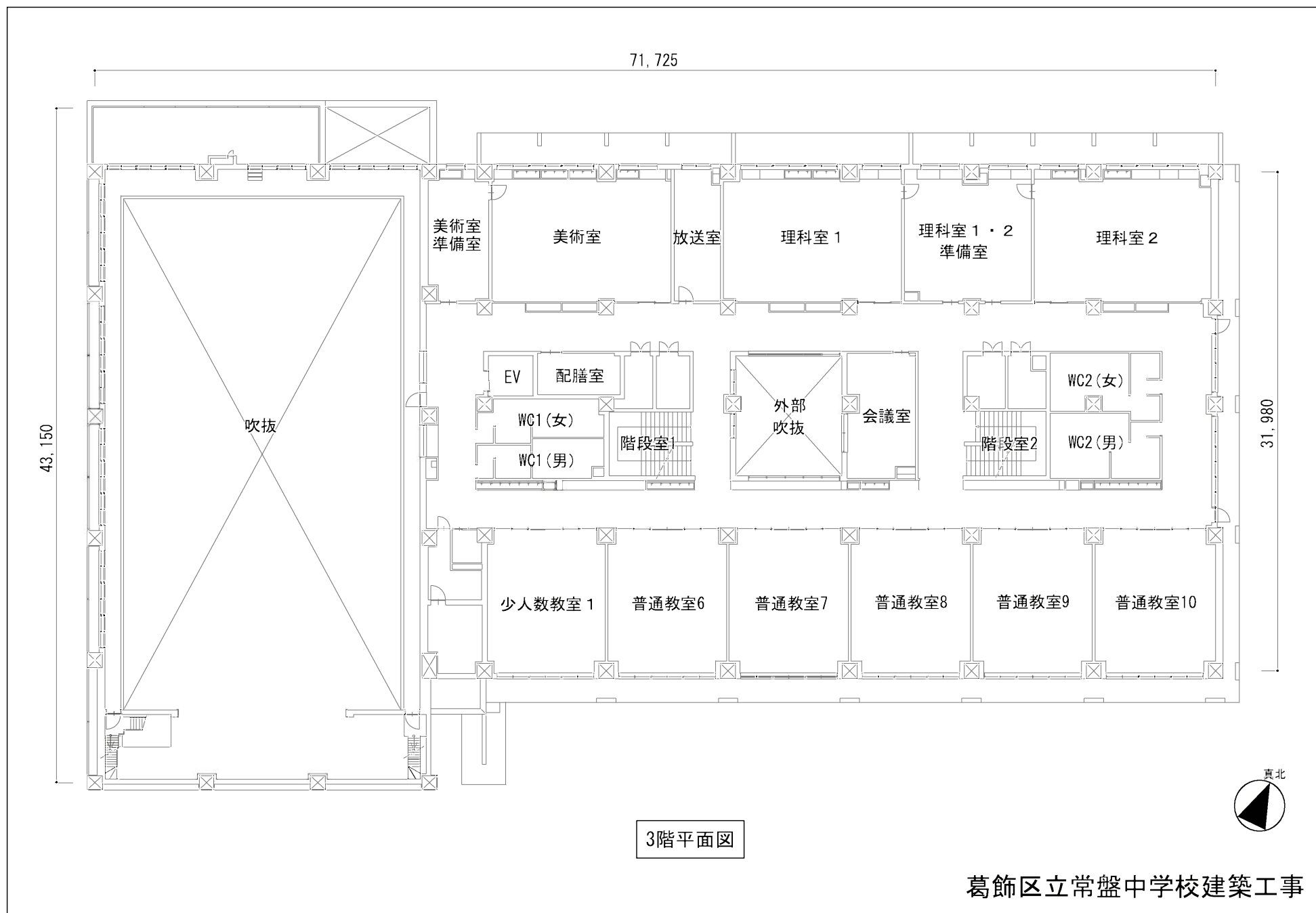


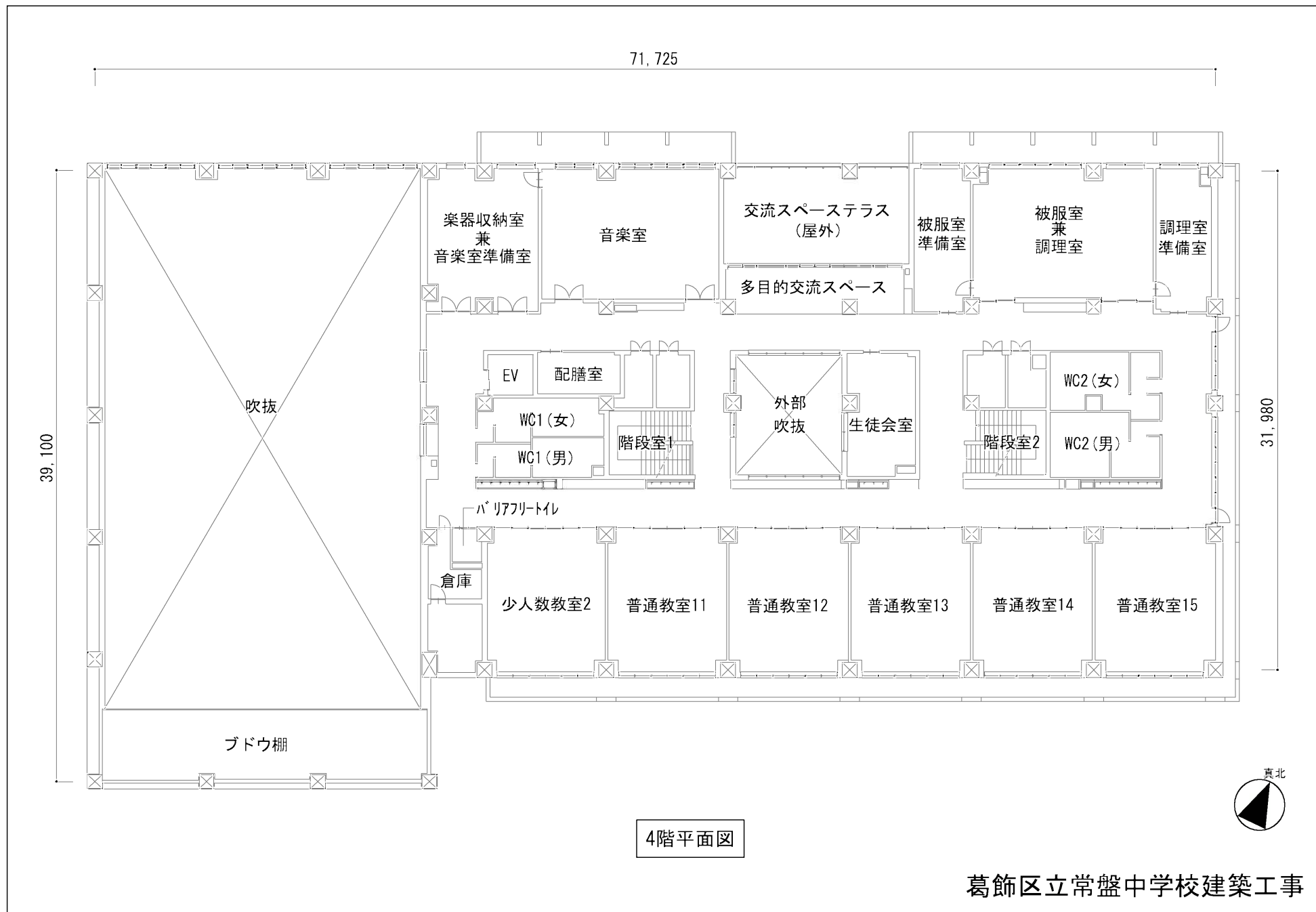
1階平面図

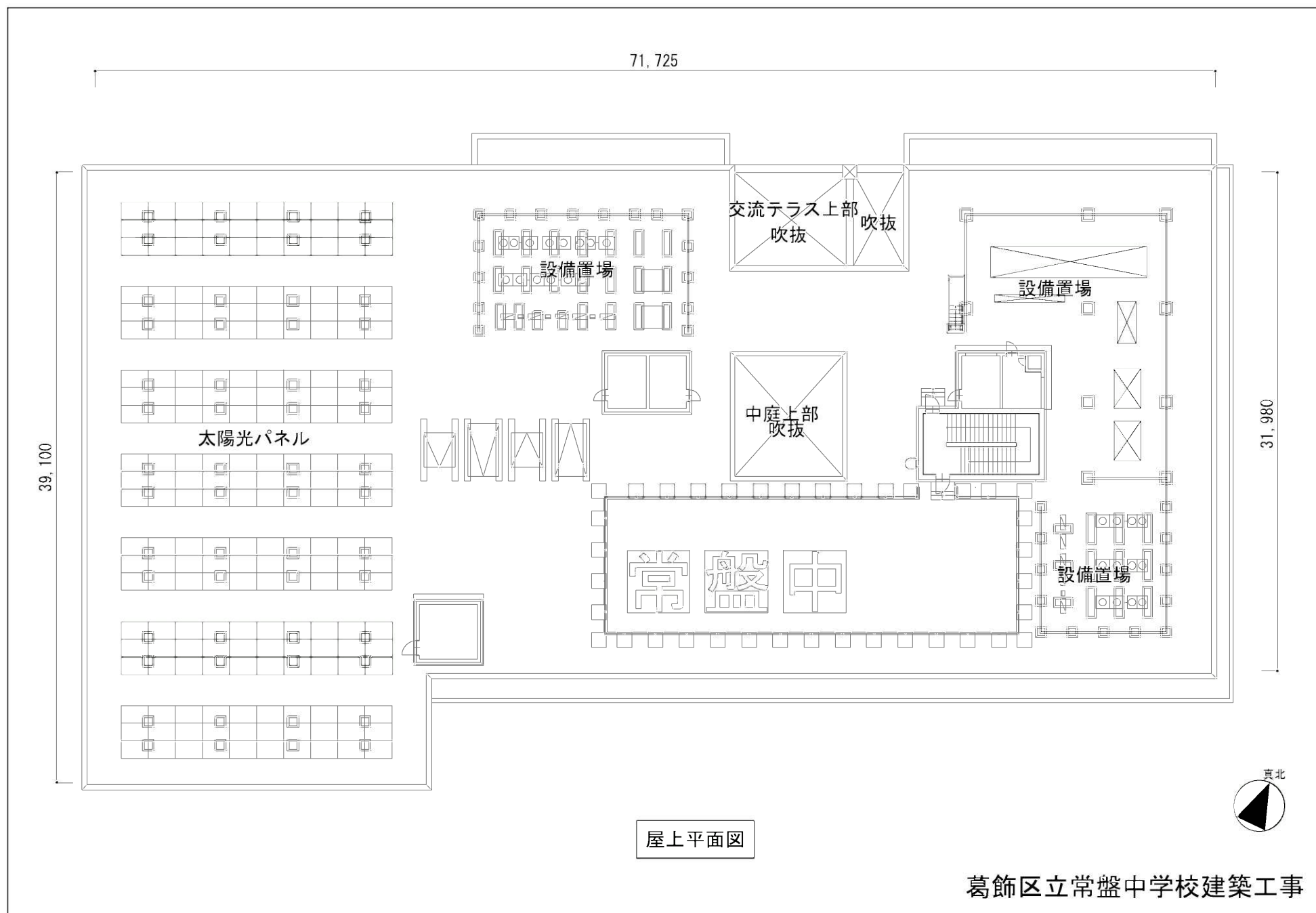


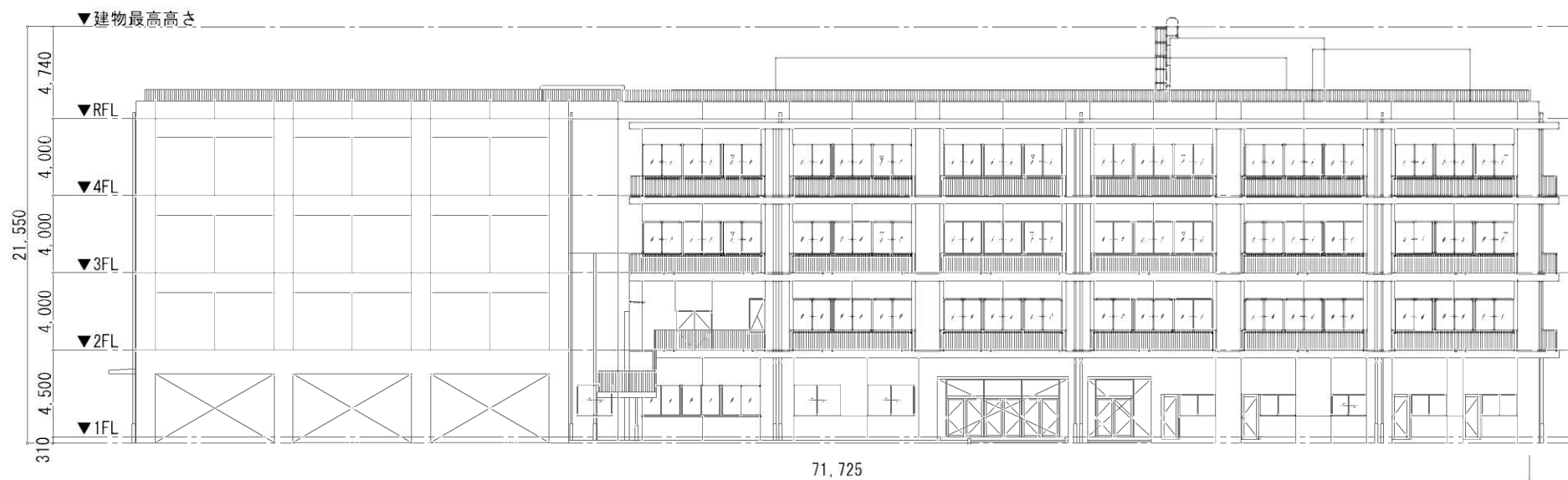
葛飾区立常盤中学校建築工事



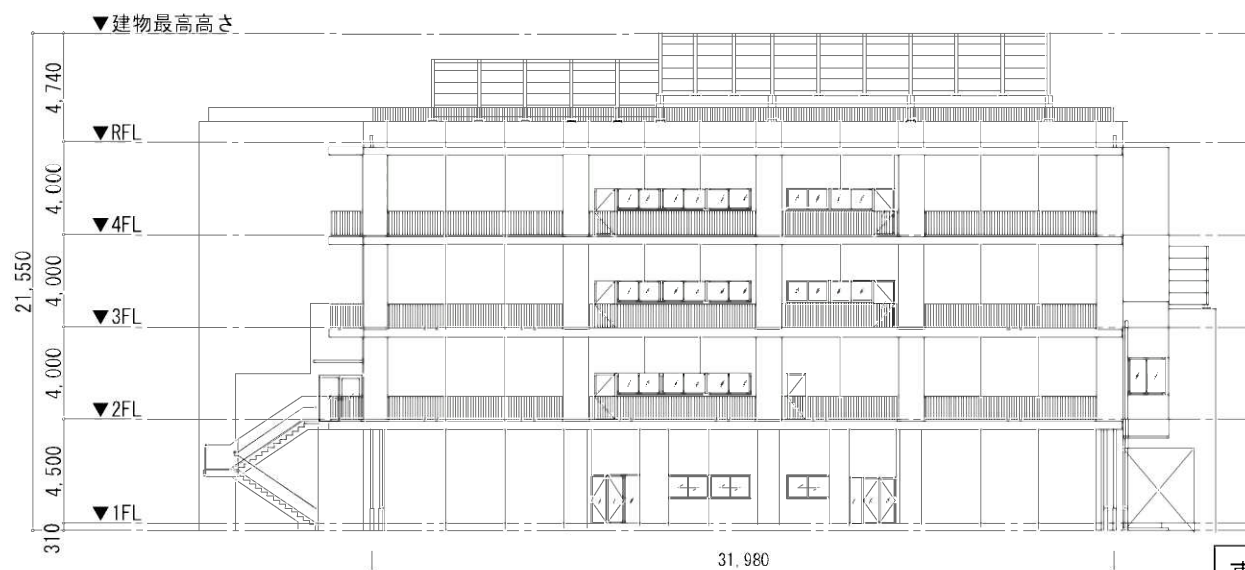






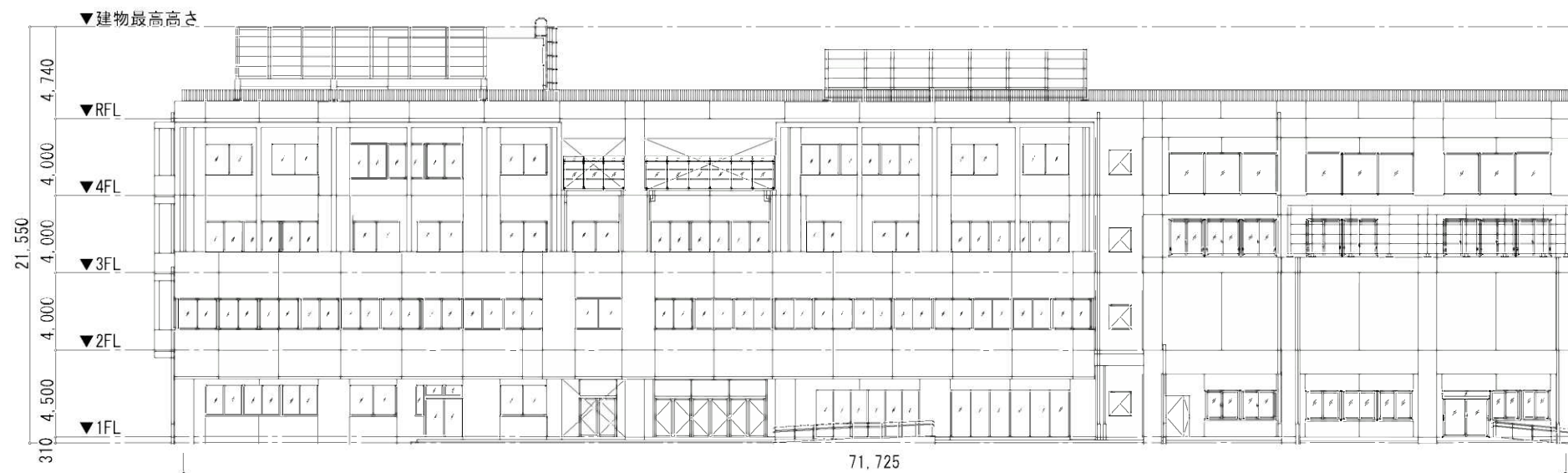


南立面图

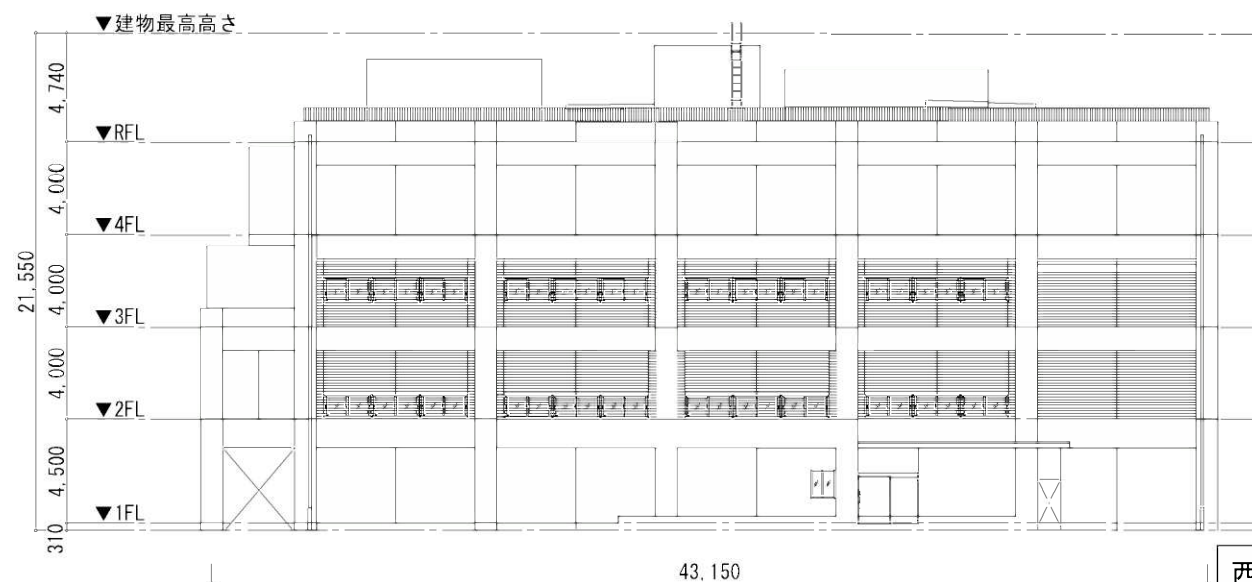


東立面图

葛飾区立常盤中学校建築工事

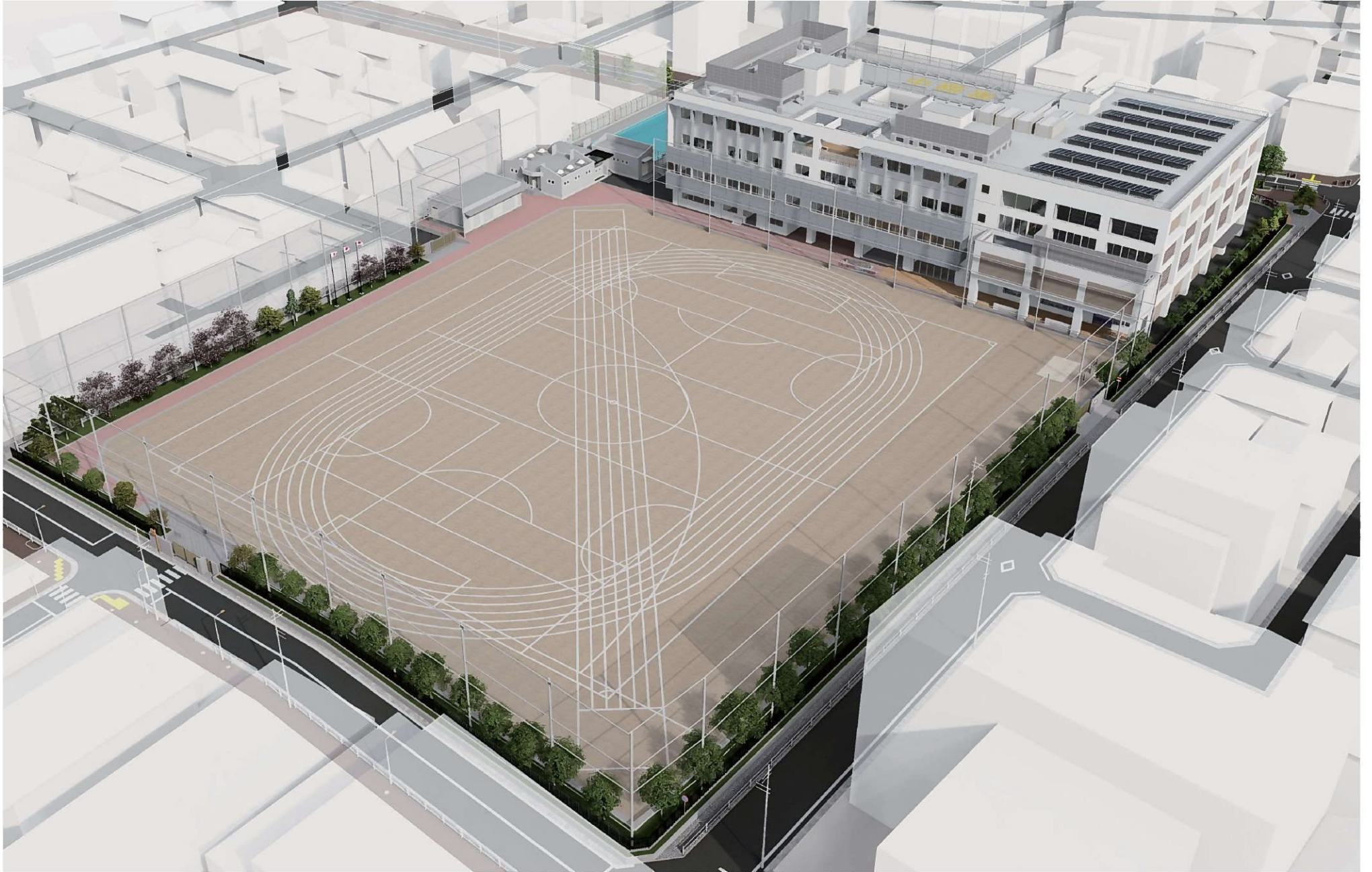


北立面图



西立面图

葛飾区立常盤中学校建築工事



葛飾区立梅田小学校外壁改修（塗装）その他工事請負契約締結について

学校施設担当課

1 工事の目的

葛飾区立梅田小学校については、葛飾区有建築物保全工事計画により保全工事が必要な時期の対象物件となっている。このことを踏まえ、葛飾区立梅田小学校外壁改修（塗装）その他工事を行う。

2 契約の概要

(1) 工事件名

葛飾区立梅田小学校外壁改修（塗装）その他工事

(2) 工事箇所

葛飾区立石三丁目24番1号

(3) 契約の方法

施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約

(4) 予定価格

3億2,686万5,000円

(5) 契約金額

3億2,032万7,700円

(6) 契約の相手

東京都葛飾区新小岩三丁目28番20号

笹崎塗装株式会社

代表取締役 深 野 朋 子

(7) 工期

契約締結の日の翌日から令和8年3月13日まで

3 工事の概要

- | | | |
|--------------|----|----------------|
| (1) 外壁塗装改修工事 | 面積 | 4,395.10平方メートル |
| (2) 防水改修工事 | 面積 | 377.00平方メートル |

4 参考資料

- (1) 案内図
別紙1のとおり
- (2) 配置図
別紙2のとおり

案 内 図



配 置 図

